

利用者のために

令和5年度に実施した作物統計調査における面積調査（耕地面積調査及び作付面積調査）及び特定作物統計調査における作付面積調査の結果である。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、農業の生産基盤である耕地と農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案及び行政効果の判定を行うための資料に活用することを目的としている。

(2) 調査の根拠法令

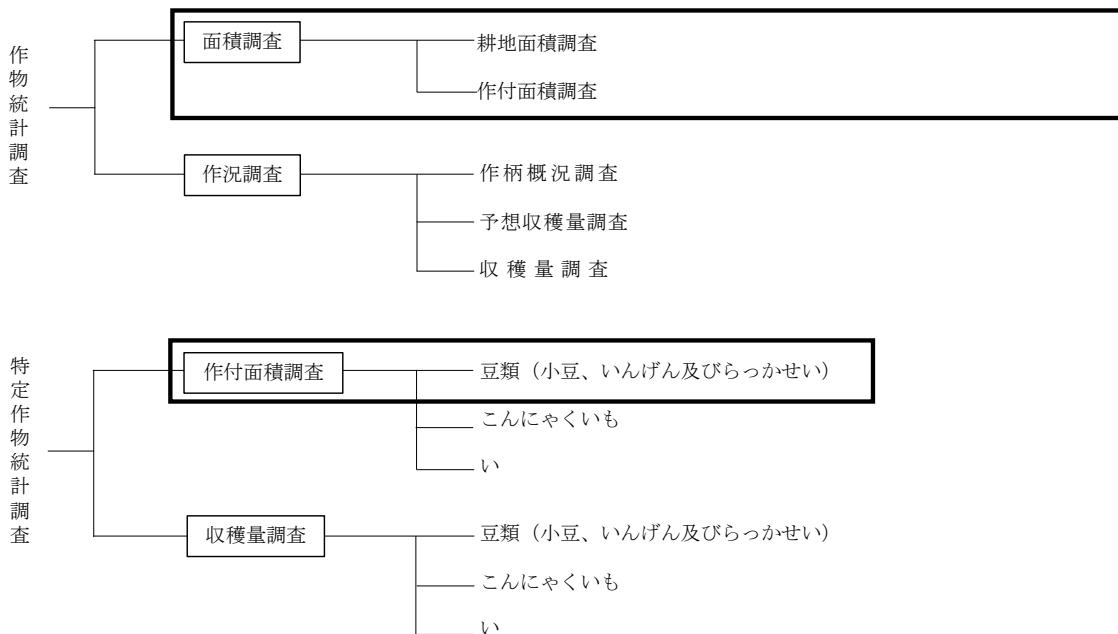
作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査として、作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）に基づき実施している。

また、特定作物統計調査は、同法第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

(3) 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて行った。

(4) 調査の体系（枠で囲んだ部分が公表した範囲）



注：作物統計調査で把握した、なたね、てんさい及びさとうきびの作付（栽培）面積は「作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）」に、野菜の作付面積については「野菜生産出荷統計」に、花きの作付（収穫）面積については「花き生産出荷統計」において収穫量等と合わせ掲載している。

(5) 調査の範囲

ア 耕地面積調査

全国の区域

イ 作付面積調査

次表のとおり、調査対象作物ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域とする。

なお、全国の区域を範囲とする調査を3年ごと又は6年ごとに実施する作物について、

当該周期年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、令和5年産において主産県を調査の範囲として実施したものは同表の右欄に「○」を付した。

作物名	区域	主産県調査 (令和5年産)
水稻、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆及びそば	全国の区域	
陸稻、かんしょ及びえん麦（緑肥用）	主産県の区域（全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県の区域。）。ただし、3年ごとに全国の区域	
果樹（みかん、その他かんきつ類、りんご、日本なし、西洋なし、かき、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり、パインアップル及びキウイフルーツ）	主産県の区域（調査品目ごとに全国の栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、果樹共済事業を実施する都道府県の区域。）。ただし、6年ごとに全国の区域	○
茶	主産県の区域（全国の栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。）。ただし、6年ごとに全国の区域	○
飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー）	主産県の区域（全国の作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域。）。ただし、3年ごとに全国の区域	
小豆、いんげん及びらっかせい	主産県の区域（全国の作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。）。ただし、3年ごとに全国の区域	○

(6) 調査対象

ア 耕地面積調査

田耕地及び畑耕地

イ 作付面積調査

(ア) 水稻

水稻の栽培に供された耕地

(イ) 水稻以外の作物（水稻を除く調査対象作物（上記（5）イの表を参照）。以下同じ。）

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

(7) 調査事項

ア 耕地面積調査

(ア) 耕地の田畠別面積

(イ) 耕地の田畠別の拡張及びかい廃面積

イ 作付面積調査

(ア) 水稲の作付面積及び用途別面積

(イ) 水稲以外の作物の作付（栽培）面積

(8) 調査期日

ア 耕地面積調査

耕地面積	令和5年7月15日
耕地の拡張及びかい廃面積	令和4年7月15日 ～令和5年7月14日

イ 作付面積調査

水稻、果樹及び茶	令和5年7月15日
大豆、小豆、いんげん及びらっかせい	令和5年9月1日
陸稻、麦類、かんしょ、そば、飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー）及びえん麦（緑肥用）	収穫期

(9) 調査・集計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織において行った。

ア 耕地面積調査及び水稻の作付面積調査

(ア) 耕地面積及び水稻作付面積

a 母集団の編成

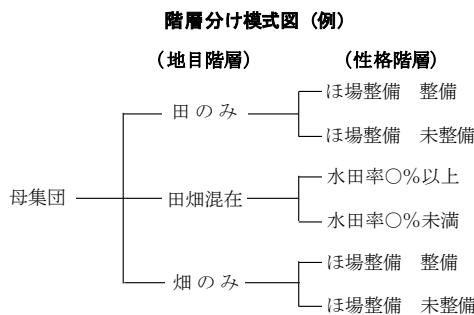
空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあっては、400m四方）の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区の集まりを母集団としている。

なお、単位区については、区画内に存する耕地について筆ポリゴン（衛星画像等を基に面積調査用の地理情報システムにより筆（けい畔等で区切られた現況一枚のほ場）ごとの形状に沿って作成した面をいう。）を作成し、地目（田又は畠）等の情報を登録している（後述の台帳面積に相当）。

母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報を補正することにより整備している。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各単位区内の耕地の地目に基づいて地目階層（「田のみ階層」、「田畠混在階層」及び「畠のみ階層」）に分類し、それぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標に基づいて設定した性格の類似した階層（性格階層）に分類している。



c 調査対象数の算出

都道府県別の調査対象数は、耕地の田畑別面積又は水稻作付面積を指標とした全国の目標精度（田：0.16%、畑：0.50%、水稻：0.22%）が確保されるように設定した都道府県別の目標精度（田：おおむね0.5～2%程度、畑：おおむね1～5%程度、水稻：おおむね0.5～3%程度）に基づき算出する。

d 調査対象数

39,411単位区

e 調査対象数の配分及び抽出

cにより算出した調査対象数を、都道府県別の地目階層別に、総単位区数に耕地の田畑別面積又は水稻作付面積の母標準偏差を乗じた結果に比例して配分し、次いで、地目階層別の調査対象数を、性格階層別に当該性格階層の総単位区数に比例して配分の上、系統抽出法により抽出する。

f 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の全ての筆について、職員又は統計調査員により1筆ごとに現況地目、耕地の境界及び作付けの状況を確認する。

g 推定

田面積の推定においては、都道府県別に面積調査用の地理情報システムを使用して求積した「標本単位区の田台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況の田見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の田の台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率（田台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定し、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況の田見積り面積合計}}{\text{標本単位区の田台帳面積合計}} \times \text{全単位区の田台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

なお、畠面積の場合は上記において田を畠に置き換え、水稻作付面積の場合は田見積り面積を水稻作付見積り面積に置き換える。

また、全国計、全国農業地域別及び地方農政局別の値は、都道府県別の値を合計して算出している。

けい畔面積については、別途実測に基づいて設定したけい畔割合（率）を推定結果に乗じて算出している。

h その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員によ

る巡回・見積り及び情報収集によって把握している。

(イ) 耕地の拡張及びかい廃面積

職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集によって把握している。

なお、耕地の拡張及びかい廃面積は、令和4年7月15日から令和5年7月14日までに生じたものである。

(ウ) 原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域の扱い

福島県のうち原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上している。

イ 水稲以外の作物の作付（栽培）面積調査

(ア) 調査方法

調査対象作物を取り扱っている全ての関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行っている。

(イ) 調査対象数

次表の空欄部分については、品目ごとに確定次第、順次掲載する。

作物	対象者数 ①	有効回答数 ②	有効回答率 ③=②/①
陸 稲	団体 11	団体 11	% 100.0
麦 類	614	605	98.5
大 豆	603	590	97.8
小 豆	110	104	94.5
い ん げ ん	48	48	100.0
ら つ か せ い	3	3	100.0
か ん し よ	208	206	99.0
そ ば	383	380	99.2
飼料作物、えん麦（緑肥用）	188	184	97.9
果 樹	585	581	99.3
茶	64	63	98.4

注：「有効回答数」とは、集計に用いた関係団体の数である。

(ウ) 都道府県値の集計方法

調査対象の都道府県の作付（栽培）面積は、関係団体調査結果を基に職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完し算出している。ただし、飼料作物のうち飼料用米及びWCS用稻は「令和5年産新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」（農林水産省農産局）の値を用いている。

(エ) 全国値の集計（推計）方法

令和5年産の調査において全国の区域を調査の範囲とした陸稻、麦類、大豆、かんしょ、そば、飼料作物及びえん麦（緑肥用）の全国の作付面積は、都道府県の作付面積の積み上げにより算出している。ただし、飼料作物のうち飼料用米及びWCS用稻は「令和5年産新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」（農林水産省農産局）の全国値を用いている。

また、果樹、茶、小豆、いんげん及びらっかせいの全国の作付（栽培）面積は、それぞれ次により推計している。

a 果樹及び茶

主産県の栽培面積の合計値に、推計により算出した主産県以外の都道府県（以下「非主産県」という。）の栽培面積の計を合計し算出した。非主産県の栽培面積は、直近の全国調査年（令和2年産）における非主産県の栽培面積の合計値に、令和5年産における主産県の栽培面積の合計値を直近の全国調査年（令和2年産）における主産県の栽培面積の合計値で除した変動率を乗じて算出した。

$$\text{全国値} = \text{主産県の栽培面積の合計値} + \text{非主産の栽培面積の合計値} (x)$$

$$x : \text{直近の全国調査年（令和2年産）における非主産県の栽培面積の合計値} \times \text{栽培面積の変動率} (y)$$

$$y : \text{令和5年産における主産県の栽培面積の合計値} \div \text{直近の全国調査年（令和2年産）における主産県の栽培面積の合計値}$$

b 小豆、いんげん及びらっかせい

主産県の作付面積の合計値に、推計により算出した非主産県の作付面積の計を合計し算出した。非主産県の作付面積は、直近の全国調査年（令和3年産）における非主産県の作付面積の計と前回の全国調査年（平成30年産）における非主産県の作付面積の計を用いて1年当たりの変動率を算出し、この変動率を直近の全国調査年からの経過年数（2年）に応じて直近の全国調査年（令和3年産）における非主産県の作付面積の計に乗ずることにより推計した。

$$\text{全国値} = \text{主産県の作付面積の合計値} + \text{非主産県の作付面積の合計値} (x)$$

$$x : \text{直近の全国調査年（令和3年産）における非主産県の作付面積の合計値}$$

$$\times \text{作付面積の変動率} (y)$$

$$y : 1 + \left(\frac{\text{直近の全国調査年（令和3年産）における非主産県の作付面積の合計値}}{\text{前回の全国調査年（平成30年産）における非主産県の作付面積の合計値}} - 1 \right) \times \frac{\text{直近の全国調査年からの経過年数（2年）}}{\text{全国調査年の周期（3年）}}$$

(10) 農作物作付（栽培）延べ面積の算出方法

全ての農作物の作付（栽培）面積を対象とした加工統計であり、農作物作付（栽培）面積については、作物統計調査及び特定作物統計調査で把握している作物はその作付（栽培）面積、それ以外の作物については情報・資料収集により把握又は推計した作付（栽培）面積を集計して作成している。

ア 各作物区分と当該作物区分に属する品目等は以下のとおりである。

作物区分	品目等
水稻（子実用）	水稻
麦類（子実用）	小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦
大豆（乾燥子実）	大豆
そば（乾燥子実）	そば
なたね（子実用）	なたね
その他作物	陸稻、かんしょ、小豆、いんげん、らっかせい、飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、飼料用米、WCS用稻等）、えん麦（緑肥用）、果樹、茶、野菜、花き、てんさい、さとうきび、い、こんにゃくいも、たばこ等

イ 全国を調査の範囲とした水稻（子実用）、麦類（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば（乾燥子実）、なたね（子実用）、陸稻、かんしょ、飼料作物及びえん麦（緑肥用）については、作物統計調査で把握した面積を用いている。ただし、飼料作物のうち飼料用米及びWCS用稻は「令和5年産新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」（農林水産省農産局）の値を用いている。

ウ てんさい（北海道）、さとうきび（鹿児島県及び沖縄県）、い（熊本県）については、作物統計調査及び特定作物統計調査で把握した面積を用いている。

エ 主産県を調査の範囲とした作物（果樹、茶、野菜、花き、小豆、いんげん、らっかせい及びこんにゃくいも）については、調査対象県は調査で把握した面積を用い、非主産県は以下の方法により推計した面積を用いている。

(ア) 果樹及び茶

非主産県の栽培面積は、直近の全国調査年（令和2年産）における非主産県の栽培面積の合計値に、令和5年産における主産県の栽培面積の合計値を直近の全国調査年（令和2年産）における主産県の栽培面積の合計値で除した変動率を乗じて算出した。
非主産県値=直近の全国調査年（令和2年産）における非主産県の栽培面積×栽培面積の変動率（x）

x：令和5年産における主産県の栽培面積の合計値÷直近の全国調査（令和2年産）における主産県の栽培面積の合計値

(イ) 野菜及び花き

非主産県の作付面積は、直近の全国調査年（令和4年産）における非主産県の作付面積の合計値に、令和5年産における主産県の作付面積の合計値を直近の全国調査年（令和4年産）における主産県の作付面積の合計値で除した変動率を乗じて算出した。

非主産県値=直近の全国調査年（令和4年産）における非主産県の作付面積×作付面積の変動率（x）

x：令和5年産における主産県の作付面積の合計値÷直近の全国調査（令和4年産）における主産県の作付面積の合計値

(ウ) 小豆、いんげん、らっかせい及びこんにゃくいも

非主産県の作付（栽培）面積は、直近の全国調査年（令和3年産）における非主産県の作付（栽培）面積の計と前回の全国調査年（平成30年産）における非主産県の作付（栽培）面積の計を用いて1年当たりの変動率を算出し、この変動率を直近の全国調査年からの経過年数（2年）に応じて直近の全国調査年（令和3年産）における非主産県の作付（栽培）面積の計に乗ずることにより推計した。

非主産県値=直近の全国調査年（令和3年産）における非主産県の作付（栽培）面積×作付面積の変動率（x）

$$x : 1 + \left(\frac{\text{直近の全国調査年（令和3年産）における非主産県の作付（栽培）面積の合計値}}{\text{前回の全国調査年（平成30年産）における非主産県の作付（栽培）面積の合計}} - 1 \right) \times \frac{\text{直近の全国調査年からの経過年数（2年）}}{\text{全国調査年の周期（3年）}}$$

オ たばこについては、日本たばこ産業株式会社の検査面積（履行確認契約面積）の値を用いている。

カ イからオまで以外の作物については以下の方法により推計した面積を用い、巡回・見積り及び情報・資料収集により検討を行い補完している。

都道府県値=前年（令和4年産）における都道府県のイからオまで以外の作物の作付（栽培）面積×作付（栽培）面積の変動率（x）

x：当年（令和5年産）の都道府県におけるイからオまでの合計値÷前年（令和4年産）の都道府県におけるイからオまでの合計値

(11) 実績精度

ア 耕地面積調査及び水稻作付面積調査

対地標本実測調査における耕地面積（田・畑）及び水稻作付面積に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区分	標準誤差率（%）
耕地面積（田）	0.12
耕地面積（畑）	0.25
水稻作付面積	0.36

イ 水稻以外の作物の作付（栽培）面積調査

関係団体に対する全数調査結果を用いて全国値を算出していることから、実績精度の算定は行っていない。

(12) 統計の表章範囲

掲載した統計の全国農業地域及び地方農政局の区分は、それぞれ次表のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東北農政局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 統計項目の定義

統計表のうち、主な項目の定義は次のとおりである。

(1) 耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

なお、「栽培」とは生産物を得ることを目的として作物を肥培管理することである。

ア 本地

直接農作物の栽培に供される土地で、耕地からけい畔を除いた土地をいう。

イ けい畔

耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のこと、田の場合にはたん水設備となる。

ウ 田

たん水設備（けい畔等）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源・用水路等）を有する耕地をいう。

エ 畦

田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

オ 普通畑

畑のうち樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培するものであっても、苗木を栽培するもの及び1a以上集団性がない栽培形態であるものを含む。

カ 樹園地

畑のうち果樹、茶等の木本性作物を1a以上集団的に栽培するものをいう。

なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。

キ 牧草地

畑のうち専ら牧草の栽培に供されるものをいう。

(2) 拡張（増加要因）

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培するか、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となった状態をいう。

拡張は、荒廃農地、山林又は原野等からの開墾や自然災害からの復旧等によって生じる。

なお、田畑別にみた場合、田畑転換は増加（減少）要因となるため、便宜的に田畑転換による田（畑）の増加は田（畑）の拡張に含めている。

(3) かい廃（減少要因）

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。

かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。

なお、田畑別にみた場合、田畑転換は減少（増加）要因となるため、便宜的に田畑転換による田（畑）の減少は田（畑）のかい廃に含めている。

(4) 荒廃農地

耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態（荒地）となった土地をいう。

(5) 田畑転換

田が畑に、畑が田に現況の地目が変化することをいう。

(6) 作付面積

は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上している。

(7) 栽培面積

は種又は植付けの後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物（果樹、茶等）を栽培している面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積も

り、栽培面積として計上している。

(8) 子実用

主に食用にすること（子実生産）を目的とするものをいう。

(9) 乾燥子実

主に食用を目的に未成熟（完熟期以前）で収穫されるもの（えだまめ、さやいんげん等）を除いたものをいう。

(10) 夏期全期不作付面積

夏期期間（当該地帯のおおむね水稻の栽培期間）を通じて不作付けの状態の本地面積をいう。

(11) 年産区分

統計表示の場合の年産区分は、その作物の収穫年次とした。

(12) 作付（栽培）延べ面積

水稻（子実用）、麦類（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば（乾燥子実）、なたね（子実用）及びその他作物の作付（栽培）面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稻の二期作栽培や季節区別野菜などにより、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積としている。

(13) 耕地（本地）利用率

耕地（本地）面積を「100」とした場合の作付（栽培）延べ面積の割合のことをいう。

$$\text{耕地（本地）利用率（%）} = \frac{\text{作付（栽培）延べ面積}}{\text{耕地（本地）面積（7月15日現在)}} \times 100$$

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

統計表に掲載した統計数値については、次の方法によって四捨五入しているため、全国計と都道府県別数値の積み上げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (1万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 100
四捨五入する桁（下から）		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

(2) 割合について

統計表に掲載した割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 記号について

統計表の統計表示については、次の記号を用いた。

- 「0」： 単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）又は増減がないもの
- 「-」： 事実のないもの
- 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
- 「△」： 負数又は減少したもの
- 「nc」： 計算不能

(4) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、『令和5年耕地及び作付面積統計』（農林水産省）による旨を記載してください。

(6) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、家畜の頭数など」の「面積調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/#r>

4 統計表についてのお問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 面積統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3681
（直通）03-6744-2045

※ 統計表に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>